

地域におけるゼロ・エミッション構想推進のための
エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）
策定要領及び承認基準等について

平成16年3月
経済産業省
環境省

1. 背景及び目的

近年、大量生産・消費・廃棄型の従来の経済社会の仕組みに限界が見られる中、我が国を含む世界経済が持続的な成長を実現していくためには、生産性の向上、経済効率の追求を図る一方で、環境との共生を前提とする新たな経済成長の枠組みを構築していくことが不可欠である。

このため、環境は有限かつ有料の資源であるという認識の下、環境保全のための費用を経済活動に適切に組み込むことが重要であるとともに、その環境保全のための費用を最小化することが必要である。この環境保全のための費用の最小化に当たっては、全国一律、画一的な方策ではなく、地方公共団体が行う廃棄物処理に関する事業及び施策と連携を図りつつ、それぞれの地域の経済的、社会的、地理的特色を生かした環境産業の自立的発展を促進する基盤の整備、民間活力の活用などにより、その達成を図ることが重要である。

また、我が国の廃棄物の発生量は年々増加し、産業構造の高度化、使い捨て製品の普及等により、有害物質を含む廃棄物や粗大ごみ、プラスチックごみ等処理が困難な廃棄物が増大する等廃棄物の質が多様化しており、最終処分場の確保が困難となるなどさまざまな問題が発生している。このような問題に対応し、かつ、環境保全や省資源、省エネルギーという要請に応えていくためには、廃棄物の排出量を抑制し、再資源化、再生利用等による減量化及び資源の有効利用を推進していくことが必要となっている。

これらの問題に対処するためには、住民の生活や産業活動から出る廃棄物を極力他の産業分野の原材料として活用し、廃棄物をゼロにすることを目指すことで新しい資源循環型経済社会の構築を目指す構想である「ゼロ・エミッション構想」の推進が極めて重要となっている。

このようなことから、個々の地域におけるこれまでの産業蓄積等を活かした環境産業の振興を通じた地域振興、及び地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的とし、「ゼロ・エミッション構想」の推進及び民間の設備投資等を推進することに寄与するため、広域行政主体である地方公共団体が「エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）」を策定するに当たっての、計画策定要領及び承認基準等を定めるものである。

なお、独創性があり、環境保全上実質的効果があり、かつ、熟度の高い計画として、他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められるものとして承認を行った計画に係る地域においては、計画の内容に応じて、環境省としては、「ゴミ

ゼロ型地域社会形成推進施設整備費補助金」により、リサイクルの推進を図るために必要な廃棄物再生利用施設整備事業について、助成措置を行うこととし、経済産業省としては、「資源循環型地域振興事業費補助金」により、当該地域の自治体が行うリデュース、リユース及びリサイクルに係る計画策定・事業実施についての助成、「資源循環型地域振興施設整備費補助金」により、先駆的なリサイクル関係施設等の建設・整備について助成措置を、別に定める交付要綱の範囲において行うこととし、更に、エネルギー関連の助成措置の活用も可能なこととしている。

2. エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）の作成について

- (1) エコタウンプラン（以下「計画」という。）の作成主体は、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等以外の市町村（一部事務組合を含む）が作成する場合は都道府県等と連名で作成するものとする。
また、指定都市が計画を作成する場合、廃棄物の広域処理の観点から、都道府県と必要な連絡調整を行うこと。
- (2) 都道府県等は、計画の承認を受けようとする場合、当該計画を経済産業省及び環境省へ提出するものとする。経済産業省及び環境省は、承認基準に照らし優良であると認められる計画を共同で承認するものとする。
- (3) 都道府県等の計画策定に当たっては、地域住民、関係団体、地域産業等の関係者の意見を十分配慮すること。
- (4) 環境関連産業については、新たな発展産業分野として資源循環型経済社会に必要な経済主体であることにかんがみ、その発展に適切な配慮を払うこと。

3. エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）の承認基準について

計画の承認基準は、以下のとおりとする。

- (1) 当該地域の基本構想、具体的事業が独創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地域の見本となる可能性の高い事業であること。
- (2) 地域住民、関係団体、地域産業等の関係者の意見に配慮し、計画熟度が高く、事業の確実かつ円滑な実施が見込まれること。
- (3) リデュース、リユース及びリサイクルを通じた生活環境に優しいまちづくりの推進が目的となっており、事業を総合的に実施することにより、廃棄物の排出抑制・減量、資源の有効利用に資すると認められること。

- (4) 計画に沿って行われる事業が、廃棄物の適正処理にかなっており、従前から行われている廃棄物の収集・運搬・処理体制に悪影響を及ぼすものではないこと。
- (5) 計画を策定する地方公共団体が、環境調和型地域社会の形成に大きな意欲を持っていること。
- (6) リサイクル関係施設の整備を行う場合は、以下を承認基準とする。
 - 周辺の諸環境を勘案して、原材料となる再生資源の供給量に対して施設の規模が適切であり、かつ、製品の需要量に対して施設の規模が適切であると認められること。
 - リサイクル事業の円滑な実施のため、計画を策定する都道府県等が、原材料安定調達、施設を利用して生産する製品の販路開拓等に係る支援を行う計画があること。
 - 中核となる事業主体の見込みが立っており、かつ、資金面の手当の目途が確実となっていること。
 - 安定的かつ健全な運営が行われるよう採算性が見通しが客観的に明らかであり、原材料を供給する者やこれらの施設を利用して生産する製品の需要者との連携の見込みが確実となっていること。
- (7) 計画の策定が、地域住民、関係団体、地域産業等の関係者の参加を得て、地域における資源循環型経済社会形成に向けた持続的で、かつ、経済効果のある取組みを促進する効果を有すること。

4 . エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）の承認の見直しについて

- (1) 計画の承認を受けた都道府県等は、毎年度3月末日において、当該年度における計画の進捗状況を経済産業省及び環境省に報告するものとする。
 - その際、計画の変更を行う必要がある場合には、当該変更について承認を受けるものとする。
- (2) 経済産業省及び環境省は当該報告に基づき、計画に掲げられた事業の進捗状況を検討し、事業の遂行又は目的の達成が困難と認められる場合には、計画の承認を取り消すものとする。

5 . エコタウン（環境と調和したまちづくり）地域の運営について

都道府県等は、エコタウン地域の運営について、次の点に留意するものとする。

- (1) 地域住民等を対象に、リサイクル事業等循環ビジネスの必要性等環境調和型地

域社会形成についての理解の増進に努めること。

(2) 地域住民、関係団体、地域産業等の関係者の意見の配慮に努めること。

(3) 循環ビジネスの創出・育成においては、原材料安定調達、施設を利用して生産する製品の販路開拓等に係る支援に努めること。